指定(介護予防)短期入所生活介護 特別養護老人ホーム しょうじゅの里三保サテライト 運営管理規程

社会福祉法人 兼愛会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人兼愛会が設置運営する特別養護老人ホームしょうじゅの里三保サテライト(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者(以下「従事者」という。)が、要支援、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設の従事者は、老人福祉法、介護保険法及び関係法令に基づき、要支援、要介 護

状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び介護、その他必要な介護を行う。

2 当施設は一人一人の個性を尊重するため、ユニットの定員を10人とし、このユニットでの食事や入浴などの日常生活を送り、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活を共にしながら個別にケアを行う。

また、プライバシーが確保された生活空間を提供することにより、心身ともに安定した穏やかな生活を送れるよう援助する。

3 事業の実施にあたっては、市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図るサービスの提供に努める。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

名 称 特別養護老人ホームしょうじゅの里三保サテライト 所在地 神奈川県横浜市緑区三保町2640番地220

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務)

施設の業務を統括する。管理者に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。

(2) 事務・その他 2名以上 施設の事務業務、その他の業務に従事する。

- (3) 生活相談員 1名以上 入居者の入退居、日常生活上の相談、援助に関することに従事する。
- (4) 看護職員 1名以上(常勤換算) 医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護と健康管理、施設 の保健衛生業務に従事する。
- (5)介護職員 11名以上(常勤換算) 入居者の日常生活上の世話及び介護、その他必要な援助業務に従事する。
- (6)介護支援専門員 1名以上 施設入居者の施設サービス計画の作成に従事する。
- (7) 医師 1名(嘱託医1名) 入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- (8)機能訓練指導員 1名以上 入居者の身体機能の低下防止を務め、指導・管理に従事する。
- (9)管理栄養士 1名以上 給食管理、入居者の栄養指導に従事する。
- 2 医師は非常勤とすることが出来る。
- 3 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。
 - ※ 職員配置は介護老人福祉施設職員を兼任配置とする。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は1ユニットのみ、10名とする。

(他に地域密着型介護老人福祉施設3ユニット、定員10名×2ユニット、 定員9名×1ユニット 計29名有り。)

(指定(介護予防)短期入所生活介護のサービス内容)

- 第6条 指定(介護予防)短期入所生活介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。但し、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。
 - 1 身体介護に関すること 日常生活動作能力の程度により、必要な援助及びサービスを提供する。 排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他離床、着替え、整容等必要な身体 の介護。
 - 2 入浴に関すること 自ら入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。 衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助。
 - 3 食事に関すること 食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助。

朝 食 8:00~ 9:00

昼 食 12:00~13:00 夕 食 18:00~19:00

4 健康保持に関すること

常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を 行う。

5 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることが出来るよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

※アクティビティ・サービスとは個別レクレーションやクラブ活動、機能訓練など

6 相談及び援助に関すること

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。

7 社会生活上の便宜の供与等

適宜利用者のための行事を行うとともに、家族との交流の機会を確保し、地域との交流をも確保する。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

- 第7条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定 居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の 状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の 把握に努める。
 - 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
 - 3 正当な理由無く指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を拒まない。但し、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して短期入所生活介護の提供が困難と認めた場合当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(指定(介護予防)短期入所生活介護の説明)

第8条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たっては、あらかじめ利用者又は その家 族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を文章で 説明し、利用者又はその家族の同意を得た上で利用契約を締結するものとする。

(指定(介護予防)短期入所生活介護計画の作成・変更)

第9条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の 状況、希望及びおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、短 期入所生活介護計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されてい る場合は、その内容にそった短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 指定(介護予防)短期入所生活介護の作成・変更の際には、利用者又は家族に対しい し当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し指定(介護予防)短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを 提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 従事者は、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した際には、その提供日・ 内容、当該短期入所生活介護について、介護保険法第41条第6項または法第 53条第2項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、そ の他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定(介護予防)短期入所生活介護の利用料等及び支払いの方法)

- 第11条 指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定(介護予防)短期入所生活介護が法定代理受領サービスである時は、その額の一割(二割・三割)とする。
 - 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、居住費・食事に係る自己負担金、利用者の希望により提供するおやつ代、アクティビティサービス(個別レクレーション等)にかかる諸経費及び、利用者の希望する、特別な食事や理美容代等については、別紙に掲げる費用を徴収する。
 - 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事

前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 指定(介護予防)短期入所生活介護の利用者は、当センターの定める期日に、 別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、横浜市緑区及び旭区内における下記の地区とする。

緑区 : 三保町 十日市場町 霧が丘 長津田 長津田町 新治町 台 村町

寺山町 中山町 いぶき野 長津田みなみ台

旭区 : 若葉台 上川井町 川井本町 川井宿町 上白根町 都岡町 下川井町

(契約書の作成)

第13条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面を持って説明し、同意を 得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応)

第14条 指定(介護予防)短期入所生活介護提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、

その他必要な場合は、速やかに事業所嘱託医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関及び利用者の家族への連絡を行う等の必要な措置を講じるともに管理者に報告をしなければならない。

2 指定(介護予防)短期入所生活介護実施中に天災その他の災害が発生した場合、 入居者の避難等の措置を講じるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものと する。

(非常災害対策)

第15条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画をたて、非常 災害に

備えるため、不定期に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

防火責任者副施設長防災訓練年2回避難訓練年2回通報訓練年2回地震訓練年1回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 施設は、利用者の使用する食器、その他の設備について、衛生的な管理に努め、 又は

> 衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。 感染症の発生時において入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するため の計画を策定する事とする。

2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上 の健康

診断を受診させるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第17条 入居者は、次に掲げる事項を厳守するものとする。
 - (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。
 - (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) 喧嘩、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (4) その他、管理上必要な指示に従うこと。

(苦情処理)

- 第18条 管理者は提供した指定短期入所生活介護に関する入居者からの苦情に対して、 迅速か
 - つ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、

利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

受付窓口担当者 生活相談員・介護支援専門員

電 話 045-507-3664

FAX 番号 045-507-3674

対応時間 平日 9:00~17:00

別紙「苦情処理委員会運営要綱」参照

第三者評議委員 赤枝病院院長 須田雅人

電 話 045-921-333

3

評 議 委 員 伊藤

多 賀 子

電 話 0

45-921-0013

(損害賠償)

第19条 提供した指定(介護予防)短期入所生活介護により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(秘密保持)

第20条 従事者及び従事者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を 保持す

> る。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保 持する

> ため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契 約の内

容に明記する。

(身体拘束の禁止)

- 第21条 施設では、サービス提供にあたり、厚生労働省監修による「身体拘束ゼロへの 手引き」に基づき、介護を行います。身体拘束となる具体的行為は以下の 11 項目 です。
 - ◆ 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ◆ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ◆ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
 - ◆ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 - ◆ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - ◆ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束 帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
 - ◆ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
 - ◆ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
 - ◆ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ◆ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

- ◆ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- ○「緊急やむを得ない場合」

緊急やむを得ない場合、以下の3つの要件を満たした場合のみ必要最低限の範囲で身体の拘束を取らせていただきます。

- 「切迫性」・・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさら される可能性が著しく高い場合。
- 「非代替性」・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合。
- 「一時性」・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合。

緊急やむを得ない場合は、利用者本人や家族に対してできる限り詳細に説明いたします。

(虐待防止に関する事項)

第22条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的な開催を行い、 その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
- (4) 委員会の開催、研修を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、施設サービス提供中に、当該施設の従事者又は擁護者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

- 第23条 施設は、運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。
 - 2 施設は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(その他運営についての留意事項)

第24条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備

する。

- (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2)継続研修 年2回以上
- 2 施設は、この事業を行う為、ケース記録、利用者の負担金徴納簿、その他必要な記録、

帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人兼愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、令和3年5月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。

利用者負担

1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。この金額は、次の

4種類に分かれます。

ア) 介護報酬に係る利用者負担金(費用全体の1~3割)

区分	金客	頃 (単 位)	内容の説明
	要支援1	5 2 9 単位	1日あたりの負担額です。

ı	i		ı
	要支援2	6 5 6 単位	1日あたりの負担額です。
	要介護1	7 0 4 単位	1日あたりの負担額です。
	要介護 2	772単位	1日あたりの負担額です。
	要介護3	8 4 7 単位	1日あたりの負担額です。
	要介護4	9 1 8 単位	1日あたりの負担額です。
	要介護 5	9 8 7 単位	1日あたりの負担額です。
	機能訓練体制加算	12単位	1日あたりの負担額です。
	看護体制加算(I)	4 単位	1日あたりの負担額です。
	看取り連携体制加算	6 4 単位	(死亡日を含めて死亡日以前30
			日以内に限り)7日を限度として1
			日あたりの負担額
	夜勤職員配置加算	18単位	1日あたりの負担額です。
	送迎加算	184単位	片道あたりの負担額
	緊急短期入所受入力	口算 90単位	入所日より7日(やむを得ない事情
			がある場合は14日)を限度として1
			日あたりの負担額
	長期利用者提供減算	章 一30単位	30日を超えて利用する際の1日あた
			りの減算額
	生産性向上推進体制に	加算Ⅱ10単位	1月あたりの負担額
	介護職員等処遇改善	善	1月あたりの負担額
	 所定単位数 <i>0</i> 	0136/1000単位	
	所定単位数0	0136/1000単位	

イ) 食事に係る負担額

食費	一日あたり1900円
おやつ	一食あたり200円

- *食費の内訳は、朝食:500円、昼食:650円、夕食:750円となっております。
- * 入退所時間によってお支払い頂く食費が異なります。
- * 実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。
- * 食事のキャンセルについては、下記の通りのキャンセル料をご負担願います。

朝食:前日17:00以降は全額

昼食: 当日8:00以降は全額

おやつ: 当日8:00以降は全額

夕食: 当日12:00以降は全額

- * 行事食は別料金になります(実費相当)。
- *おやつは希望により提供致します。
- *病状管理等により糖尿病食等が必要な場合、療養食加算(8単位/1回)が加算されます。

ウ) 居住費(全額、自己負担)

区分	金額(単	位)	内容の説明
① 居室代	1日 2	2760円	

居住費には、入居者全員に等しくかかる電気代・水道代が含まれています。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、

その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日あたり)のご負担となります。

エ) その他、個人負担となる費用(全額、自己負担)

区分	金額(単位)	内容の説明		
① 理美容代	実費となります	利用者の希望によって提供した場合		
② 日用品費	実費となります	利用者の希望・選択によって提供し		
		た場合(持参の場合は無料)		
③ 行事代	各行事実費相当額	利用者の希望によって参加した場合		
④ クラブ活動費	各作業実費相当額	利用者の希望によって参加した場合		
⑤ 電気使用料	品目別(別表参照)	利用者の希望によって使用した場合		
(G) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	基本送迎区域外の場合、1kmあた	++		
⑥ 送迎費	り22円とする(別表参照)。	基本送迎区域外からの利用の場合		

[※]詳細は別表をご覧下さい。

1割負担の方

*標準サービス利用料金(利用者負担段階第4段階の方)

要介護度	基本額	加算	地域加算	利用者負担 (1割)	食費	居住費	おやつ代	1日合計
要支援1	529単位	97単位	10.88	¥681	¥1,900	¥2,760	¥200	¥5,541
要支援2	656単位	114単位	10.88	¥838	¥1,900	¥2,760	¥200	¥5,698
要介護1	704単位	146単位	10.88	¥925	¥1,900	¥2,760	¥200	¥5,785
要介護2	772単位	155単位	10.88	¥1,009	¥1,900	¥2,760	¥200	¥5,869
要介護3	847単位	165単位	10.88	¥1,101	¥1,900	¥2,760	¥200	¥5,961
要介護4	918単位	175単位	10.88	¥1,190	¥1,900	¥2,760	¥200	¥6,050
要介護5	987単位	184単位	10.88	¥1,274	¥1,900	¥2,760	¥200	¥6,134

*サービス利用料金減額A(利用者負担段階第3段階2の方)

要介護度	基本額	加算	地域加算	利用者負担 (1割)	食費	居住費	おやつ代	1日合計
要支援1	529単位	97単位	10.88	¥681	¥1,300	¥1,370	¥200	¥3,551
要支援2	656単位	114単位	10.88	¥838	¥1,300	¥1,370	¥200	¥3,708
要介護1	704単位	146単位	10.88	¥925	¥1,300	¥1,370	¥200	¥3,795
要介護2	772単位	155単位	10.88	¥1,009	¥1,300	¥1,370	¥200	¥3,879
要介護3	847単位	165単位	10.88	¥1,101	¥1,300	¥1,370	¥200	¥3,971
要介護4	918単位	175単位	10.88	¥1,190	¥1,300	¥1,370	¥200	¥4,060
要介護5	987単位	184単位	10.88	¥1,274	¥1,300	¥1,370	¥200	¥4,144

* サービス利用料金減額B (利用者負担段階第3段階①の方)

要介護度	基本額	加算	地域加算	利用者負担 (1割)	食費	居住費	おやつ代	1日合計
要支援1	529単位	97単位	10.88	¥681	¥1,000	¥1,370	¥200	¥3,251
要支援2	656単位	114単位	10.88	¥838	¥1,000	¥1,370	¥200	¥3,408
要介護1	704単位	146単位	10.88	¥925	¥1,000	¥1,370	¥200	¥3,495
要介護2	772単位	155単位	10.88	¥1,009	¥1,000	¥1,370	¥200	¥3,579
要介護3	847単位	165単位	10.88	¥1,101	¥1,000	¥1,370	¥200	¥3,671
要介護4	918単位	175単位	10.88	¥1,190	¥1,000	¥1,370	¥200	¥3,760
要介護5	987単位	184単位	10.88	¥1,274	¥1,000	¥1,370	¥200	¥3,844

*サービス利用料金減額C(利用者負担段階第2段階の方)

要介護度	基本額	加算	地域加算	利用者負担 (1割)	食費	居住費	おやつ代	1日合計
要支援1	529単位	97単位	10.88	¥681	¥600	¥880	¥200	¥2,361
要支援2	656単位	114単位	10.88	¥838	¥600	¥880	¥200	¥2,518
要介護1	704単位	146単位	10.88	¥925	¥600	¥880	¥200	¥2,605
要介護2	772単位	155単位	10.88	¥1,009	¥600	¥880	¥200	¥2,689
要介護3	847単位	165単位	10.88	¥1,101	¥600	¥880	¥200	¥2,781
要介護4	918単位	175単位	10.88	¥1,190	¥600	¥880	¥200	¥2,870
要介護5	987単位	184単位	10.88	¥1,274	¥600	¥880	¥200	¥2,954

* サービス利用料金減額D(利用者負担段階第1段階の方)

	一 とハーカル作品が成立(中かけ 日東)上秋日のカー							
要介護度	基本額	加算	地域加算	利用者負担 (1割)	食費	居住費	おやつ代	1日合計
要支援1	529単位	97単位	10.88	¥681	¥300	¥880	¥200	¥2,061
要支援2	656単位	114単位	10.88	¥838	¥300	¥880	¥200	¥2,218
要介護1	704単位	146単位	10.88	¥925	¥300	¥880	¥200	¥2,305
要介護2	772単位	155単位	10.88	¥1,009	¥300	¥880	¥200	¥2,389
要介護3	847単位	165単位	10.88	¥1,101	¥300	¥880	¥200	¥2,481
要介護4	918単位	175単位	10.88	¥1,190	¥300	¥880	¥200	¥2,570
要介護5	987単位	184単位	10.88	¥1,274	¥300	¥880	¥200	¥2,654

2割負担の方

*標準サービス利用料金

	こ ノマイリノリイ	1 315						
要介護度	基本額(月単位)	加算(月単位)	地域加算	利用者負担(2割)	食費※1日¥1900	居住費※1日¥2760	おやつ代※1日 ¥200	1日合計
要支援1	529単位	97単位	10.88	¥1,362	¥1,900	¥2,760	¥200	¥6,222
要支援2	656単位	114単位	10.88	¥1,676	¥1,900	¥2,760	¥200	¥6,536
要介護1	704単位	146単位	10.88	¥1,850	¥1,900	¥2,760	¥200	¥6,710
要介護2	772単位	155単位	10.88	¥2,017	¥1,900	¥2,760	¥200	¥6,877
要介護3	847単位	165単位	10.88	¥2,202	¥1,900	¥2,760	¥200	¥7,062
要介護4	918単位	175単位	10.88	¥2,379	¥1,900	¥2,760	¥200	¥7,239
要介護5	987単位	184単位	10.88	¥2,548	¥1,900	¥2,760	¥200	¥7,408

3割負担の方

*標準サービス利用料金

「保午リ		<u>ተ业</u>						
要介護度	基本額(月単位)	加算(月単位)	地域加算	利用者負担(3割)	食費※1日¥1900	居住費※1日¥2760	おやつ代※1日 ¥200	1日合計
要支援1	529単位	97単位	10.88	¥2,043	¥1,900	¥2,760	¥200	¥6,903
要支援2	656単位	114単位	10.88	¥2,514	¥1,900	¥2,760	¥200	¥7,374
要介護1	704単位	146単位	10.88	¥2,775	¥1,900	¥2,760	¥200	¥7,635
要介護2	772単位	155単位	10.88	¥3,026	¥1,900	¥2,760	¥200	¥7,886
要介護3	847単位	165単位	10.88	¥3,303	¥1,900	¥2,760	¥200	¥8,163
要介護4	918単位	175単位	10.88	¥3,568	¥1,900	¥2,760	¥200	¥8,428
要介護5	987単位	184単位	10.88	¥3,822	¥1,900	¥2,760	¥200	¥8,682

・加算には機能訓練体制加算(1日12単位)・看護体制加算 I (1日4単位《介護予防除く》)・夜勤職員配置加算 II (1日18単位《介護予防除く》)・生産性向上推進体制加算 II (1月10単位)・介護職員等処遇改善加算(総介護報酬の13.6%)を含む。その他、身体状況に応じて個人別にかかる加算あり。詳細は重要事項説明書を参照。

・入退所時、送迎を希望する場合、下記地域は送迎加算(片道184単位)を算定する。

緑区: 三保町、台村町、寺山町、中山町、森の台、新治町、霧が丘、十日市場町、長津田町、いぶき野、長津田、 長津田みなみ台

旭区: 若葉台、上川井町、川井本町、川井宿町、上白根町、下川井町、都岡町

上記地域以遠は、送迎加算に加え、車両運行費として1kmあたり22円のガソリン代を別途請求する。

特別養護老人ホームしょうじゅの里三保サテライト料金表

■理美容料金表 基本料金 税込)

— = , , = , , — , , , — , , , , , , , ,		
内 容	金額	
カットグロー込)	1,500円	
シャンプー&ブロー	1,500円	
パーマ (カット・シャンプー・ブロー込)	6,200円	
ヘアカラー (カット・シャンプー・ブロー込)	6,200円	

■日用品 税込)

内 容	金額
エルモア ティッシュ (箱)	373円
歯ブラシ(ふつう)	53円
歯磨き粉(ガード・ロー)	149円
入れ歯洗浄剤デントクリア(1箱120錠入り)	693円
口腔ケアスポンジブラシ (50本)	1,185円
乾電池 単一アルカリ)2本入り	309円
乾電池 単二アルカリ)2本入り	240円
乾電池 単三アルカリ)2本入り	122円
乾電池 単四アルカリ)2本入り	122円

■電気使用料 月額料金 ・税込)

品目	仕 様	金 額
冷蔵庫	106L 冷凍庫あり	900円
オイルヒーター	エコタイプに限る	7,000円
電気毛布	140 cmx 80 cm	1,000円
加湿器 空気清浄機		500円

■その他

品目	仕 様	金 額
コピー料	カラー	50円
(5枚以上印刷の場合)	白黒	10円

[※]上記価格は物価等により変動することがあります。

2024年6月1日 適用